

第十二回国会 通商産業委員會議録 第八号

(二五三)

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)
午後二時三十八分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君
理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君
理事今澄 勇君
阿左美廣治君 今泉 貞雄君
江田斗米吉君 小川 平二君
神田 博君 澁谷雄太郎君
永井 要造君 中村 純一君
福田 一君 南 好雄君
村上 勇君 山手 満男君
加藤 謙造君 風早八十二君

出席政府委員

中小企業庁長官 小笠 公昭君
委員外の出席者
参考人(商工組合中央金庫理事長) 豊田 雅孝君
中央金庫理事長 專門員 谷崎 明君

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する事件
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(小金義昭君外十八名提出、衆法第二号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
商工組合中央金庫の運営等に関する事件

○小金委員長

ただいまより通商産業委員會を開会いたします。
この際諸君及び陳情書の取扱についてお諮りいたします。本会期中において當委員會に付託せられました諸君及び送付せられました陳情書は、今日

第一類第十一号 通商産業委員會會議録第八号 昭和二十六年十一月十五日

まで三十六件及び二十九件となつております。以上の諸君及び陳情書の審査につきましては、十分慎重を期するた

め、先ほど各派理事各位と協議いたしました結果、小委員七名よりなる諸君及び陳情書審査小委員會を設置して審査いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。
それでは小委員七名よりなる諸君及び陳情書審査小委員會を設置することに決しました。

次に小委員會の小委員及び小委員長は、委員長において御指名申し上げたいと存じますが、御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。それでは御指名申し上げます。
阿左美廣治君 小川 平二君
中村 幸八君 南 好雄君
高橋清治郎君 今澄 勇君
風早八十二君

以上七名。小委員長中村幸八君。
以上御指名申し上げます。

○小金委員長 ただいま商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について、関連いたしました緊急質問の通告がありますので、これを許します。福田一君。

○福田(一)委員 本通産委員會におきましては、また今議會においては、中小企業金融というものが非常に重要な

問題に当面をいたしておりますので、いろいろな法案を提出してわれわれは審議を進めて参つたわけでありま

す。その法案を今や可決しようとするこの際にあたりまして、本日の新聞紙上によつて了承するところによれば、商工中金に非常な何か疑獄事件が起きておるやの新聞記事が出ておるわけ

であります。私たちは新聞記事そのものを信用するといふ考えでおるものではありませんが、毎日新聞などを見ますと、何か箱根で五十万円くらい

の豪遊をしておるのだ。こういうようなことがあり、現に商工中金の貸付の係長である品川某というものが、検査されて取調べを受けておるというやうな事実が出ておることを見ましては、私

はこれはもう中小企業金融のために非常に遺憾に存する次第であります。このような疑獄事件が出ておつて、しかもなおかつそこへいろいろのわくをふ

やし、あるいはいろいろの便宜を与えて参りまして、はたして中小企業金融といふものが円滑に行くかどうかということについて疑問を持たざるを得

ないのであります。ここにはちやうど企業庁の長官も、また新聞紙上に名前が載つております理事長も、これは豊田さんが直接関係があるかは別として、中金の責任者としての豊田氏も

出ておいでのかうでありますから、この新聞紙上に出ておるところのこの問題について、ひとつ責任のある答弁を

まずしていただきたい。いかなることにも相なつておるのかということにつ

て、御説明を承りたいと思つてのであります。
○小笠政府委員 ただいま御質問のありました点につきまして、私が知つておる範囲についてお答え申し上げます。

実はけさ新聞で承知いたしましたのであります。早速調査いたしましたわけでありま

す。早通調査になつております東京製材協同組合であります。本組合は事業の経営状況は良好のようであり

ます。かつ資金の返済というものは、その期限々にやられておるようでありま

す。非常に普通の取引として動いておると私は承知いたしましたのであります。ただ問題になつております汚職と申しますか、そういう事件につ

きましては、ただいまのところ新聞に載つておる人は検査中に呼ばれておるというものであります。その内容等につきましては、ただいまのところはつきりいたしておらぬのであり

ます。私の見るところは、ただいまのところはそういう事情であります。融資等につきましては適正に行われておると私は一応考えておるわけであり

ます。なお具体的な問題は将来の調査によりましてまた御報告いたすことにいたしますが、ただいまのところその程度が実相であります。しかも本問題の起

りました端緒は、組合内部におきま

す。資金の割当てに関連して一部の者の不満がいろいろ起つて来てそういうふうな事態になつたように承知いたして

おるのであります。
以上簡単でございますが、ただいままでわかつております点を御報告申し上げます。
○小金委員長 この際お諮りいたします。商工組合中央金庫理事長豊田雅孝君より参考人としてお話を聞きたいと存じますが、御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。それでは豊田君は参考人として意見を發表することができると決定いたしました。豊田雅孝君。

○豊田参考人 ただいまお尋ねのございました点につきまして率直に御報告をいたしまして、同時にまた今後の中小企業金融に支障のないように御援助をお願いしたいと存する次第であります。

ただいま小笠中小企業庁長官からお話のありましたごとく、問題になつて

おります東京製材協同組合は、組合といたしましては優良組合でありまして、その取引振りも非常に優秀なのであります。またこれに関連いたしてお

ことに組合内部に副理事長とよくない向きがありまして、すでに一つの事件、これは商工中金等に関係のない特別調達庁関係のことに聞いておられるのでありますが、問題が内部から投書等によりまして検察当局の手にかかつておりまして、当時事は大したことではないということになりまして、今回またあらためてその問題が提起されておるようでありまして、これに関連いたしまして幹部の横領というようなことで問題にせられて来たようでありまして、これに伴つて組合の帳簿等が押収せられて、これに伴つてその組合の担当者になつております私の方の品川という者が留置せられておるのであります、その内容につきましてはまだ私もつきまづからでないのでありまして、情報によりまして、益弊の商品券、あるいはこれは商工中金生え抜きの職員ではないのでありまして、満洲中央銀行におりました、引揚げて参つた者を途中から入れたのであります、引揚者のことではありませんので、住宅に非常に困つて、非常に小さなものを建てようというので、この建物に必要とした木材を製材協同組合から提供した、それにつきましては代金は払つて領収書ももらつておるということでありまして、でも、その辺が問題になつておるようであります。同時にその所管をいたしておりまして他の組合関係につきましても、全部帳簿等について調べられたようでありまして、その一つとして東京紙商協同組合というものも出ておるのであります、これがどの程度になつておりますか、まだ情報もはつきりしておらず、他に参考人とい

まして職員が二名呼ばれたのでありますが、これは即日解雇されて、平常通り出ているようであります。品川も新聞によりまして、何か融資係長というふうに出ておりましたが、これは単に幾つかの組合を担当したとしておりする平の融資係員であります。そういうことに相なつておるのであります。一方先ほど御指摘を受けた箱根の豪遊というの、これは遺憾ながら営業部長が招待を受けておることははつきりいたしておりますが、他の者は職員はもちろ、役員もだれも出ておらぬわけでありまして、いろいろかようなことで御心配をかけておりますことはまことに恐縮に存する次第であります。ことに私もだれもいたしましては、中小企業金融につきましては、今後非常に大きく進展を見ない限り中小企業の合理化といふことは困難であるといふ線からいたしまして、いろいろ各方面の御援助を受けまして、だれに、役員に對しましては、また地方に出張いたしますることに特に従業員まで集めてこの点に就き、同時にサービスの向上を強調して参りましたにかかりませう、新聞で伝えられますところとは、相当大きな開きがありまして、これは一名の者にせよたゞに留置せられておる次第でございますが、実情はたゞいま申し通りでございます、情報によりまして、ほぼ完結しかつておるといふこととありますので、愁眉を開いておられます矢先にあつた新聞が出たわけでありまして、この新聞記事は、御想像がおつき願つておると思ひますが、警視庁の発表記事ではないよ

うでありまして、木場方面にいろいろわさの出た道徳論が主になりまして、それにいろいろ操縦論が加わつておるといふふうなことになるのであります。この結果が中小企業金融に少くとも支障を来してはとんでもないことだ。ことに年末を控えて年末資金もやましく言われておりますに、自分からは附えがたいものがあるといふので、組合有恩は寄り／＼相談をいたしておるような状況であります。なおこれに関連いたしまして、あの新聞の中に、どれでありましたか、日銀の再割のきかないような手形に對して融資をしておるということが出ておつたのであります、中小企業を對象にいたしまして貸し出しをする場合に、再割可能な手形のみを取上げて融資をいたしておりましたのは、とて中小企業金融といふのは円滑に行かないものであります、日銀の再割のきかないものでも、相当の信用力のある手形でありまして、特別に融資をしても銀行に頼みまして特別に融資をしても、これがいわゆる日銀別々といふ制度でありまして、本来ならば再割適格手形のものでなければいけません、線を、私が日本銀行總裁にもあるかつて話をいたしまして、中小企業の特種性を認識せられて、当時認められた、これがやがて興銀、勧銀にも認められるようになりまして、たゞいま商工中金に十七億のいわゆる日銀別々といふものが来ておるのであります。これはまづたく、普通なら再割のきかない手形を日銀に持ち出しまして融資を受けておるといふのであります

が、中小企業金融の逼迫の伝えられざる際、皆機方からも日銀の別々をもう少しふやしてくれといふようなことをよく御要請くださりまして、それはたゞいま申しますようなものであります、かような再割適格の手形でなくとも、ある程度信用力のあります、担保力のある手形ならば、これを戻りにして融資をし、さらに日銀から融資を受けるという行き方こそ中小企業金融と申します、特に商工中金の特色をなしておるものであります。これは金融の専門家に聞いてもらいますならば筋合いはつきりいたす問題であります。

なお何か延滞が非常に多い、新聞には三分の一もあるような記事が出ておつたのであります、役員、従業員は延滞につきましては従来から非常に努力いたしまして、漸次この延滞状況は好転いたしておるものであります。ただいま形式的な延滞と申しまして、手続きの一日、二日遅れというやうなものも加えて、いわゆる形式延滞を加えて、三月以上の延滞になつておるといふものは、貸出し残高の六割、一割もないのであります。絶六割弱になつておるのであります。絶對額も漸次減つて来ておるといふやうな状態でありまして、これはひとり商工中金のみならず、中小企業界全体のために非常に喜んでおるやうな次第でございます。

かような実情でありますので、どうか事情を御了承いただきまして、今後さらに一層私も従業員に對しましては、はたかく自責を要請いたし、また実行をいたします所存でございます。何とぞ以上のような実情を御了承いただきまして、今後一層中小企業金融が円滑に参りますように御援助のほどを切にお願いいたしたい。

○福田(一)委員 中小企業庁長官から報告を受けておらないので、今後事件が発展すれば御報告いたします、こいう御説明があつたので、私は実はちよつと意外に思つたのであります。参考人の豊田氏からは、まことに遺憾であつて、今後十分監督するからといふ言があつた。この点豊田氏の考え方はわかつたのであります、一体中小企業庁長官は、こいういふ不詳事件が起きたにかかわらず、これについて何らかの責任、あるいは今後の監督方法といふ問題を考へておられるのかどうか、これを明らかにしておいていただきたい。

○小笠政府委員 従来商工中金に對します監督方法といたしましては、まず大蔵省と私の方から監督官を出して、監督官を中心としていたしまして、さらに貸出しの問題につきましては、一応商工中金の自主性にまかしてありますが、たとえは一千万円以上という限度をきめまして、その限度以上の場合には、大蔵、通商両省の認可を得るというやうな制度で、従来個々のケースについての調査をいたして参つておるわけでありまして、従いまして、今後の行き方といたしまして、できるだけ商工中金の自主性というものを尊重しながら、中小企業金融の大綱と申します、方向とあわせて動いて行くやうに、監督といひますか、指導を厳にして参りたいと思つておるのであります。なお福田さんからの話

は、すでに福田さんからお尋ねがありましたので、触れたと思つてはおるものでありますが、この品川につきましても、ただいままだ留置をいたされておりますのではありませんかといはれませんか、情報によりますると、益算れに商品券を受取つた。それから先ほど申しましたように、ささやかな建増しをいたしました。つきましては、建築材をとつておる。しかしこれは代金は支払つたので、受領証もあるということになっておりますが、その点だけであります。それから、鑿彫の点につきましては、まだ情報がつきりいたしておらないのであります。ただ箱根の問題につきましては、これは先ほど申しましたごとく、業部長が招かれたことは事実であり

すが、他の役員等がこれに招かれておるといふことはないのであります。その点どうか御了承願いたいと思ひます。

○小笠原委員 先ほどのお話の中の一点であります。貸出し総額の二百数十億という数字が出ておりますが、これは、現在貸出し総額は百七十億であります。その三分の一が不良貸付だといふことが書いてあるようにあります。その点は、先ほど豊田理事長からお話がありましたように、延滞も非常に少なくなつて全体の六%の見当だ。こういうようなことから考えましても、そういう事実はないものと私は考へております。

それからもう一つの方、品川某等のいろ／＼なお話につきましては、実は私も詳しいことは存じません。先ほど理事長からお話のあつたことを商工中金から伺つてゐる。こういう程度で、それ以上のことは実は存じておりません。そういう事情でありますから、その方はあしからず御了承願ひます。

○風早委員 いやしくも新聞にこれだけのことが出て来るのに、監督官庁並びに当該の理事長が御存じないといふのでは、なほ無責任ではないかと思ふ。われ／＼は、自由党の議員の提出するこの法案に関連しては今日の緊急質問をやつてゐるわけでありまして、昨日も、この商工金融について、今回の改正案は直接個々の企業者に対して貸付をやるという点に主眼が置かれてゐるわけであるが、そのことは結局協同組合を通じての貸付といふことでは十分に機能が發揮し得ない。つまり、今までの協同組合といふものの

機能には何か欠陥が出て来たのではないかと、こういうことをわが党が質問したわけでありまして。これに対して、今委員長の席に着いておられる中村幸八委員は答弁に立たれまして、商工中金の融資は非常にうまく行つてゐる。何らそこに問題はないといふ御答弁があつたわけでありまして。実はわれ／＼は商工中金のことを聞いてゐるのではありません。あつて、商工中金については昨日はまだ疑問も何も持つてゐなかつたわけでありまして。ただそれから受けるところの借入れについて、協同組合が何か機能に欠けるところがあるのではないかと、これを聞いたのであります。それが感運いされたのかどうか、とにかく商工中金のことを答へられた。これは今日にしてみれば、冷静に見ましてもどうもいささか語に落ちているという感じを持つのであります。大体われ／＼は、これが中村委員なりあるいは小金委員長なりの提案にかゝる法案であるといふところから、本来これに非常に信用を置いておつたわけでありまして。しかしながら今日はしなくもこういう事実が出て来て、しかもこれを否定されるのではなく、よくわからなかつたと言ふ。そういう無責任なる御答弁とあつては、これは非常に問題が出て来たのではないかと考えられる。大体不良貸付といふのは、結局裏返せばそれは信用のある手形を實際にかたにして貸してあるかどうかという問題よりも、むしろその反面に非常な賄賂の事実をもつて裏づけられておる貸付である、こういうことであると考えるのであります。従つてこの不正融資といふものが、とにかく新聞におきましても、三分の一はないと言わ

れますが、相当多額に上つておるといふことになれば、これはいかにかこの法案を改正してみたいところであろうものではない。しかも今日の法案におきまして直接個々の企業者に貸付が行われるといふことになりまして全体に融資のわくがきまつておる關係からして、これらの人たちがむしろ優先的に融資を受ける、そうしますと他の小企業者個々については、かえつて逆に非常に不便が生じて来やしないか、こういう問題があるのではありませんか、この点については非常に疑義を持つておつたわけでありまして、それがこうやつて大企業者の側において、すでに不正融資の事実が出て来るといふことになりまして、ます／＼われ／＼のこの疑問点を深めることになりはしないかと思ふのです。そういう点で、われわれもできるだけこの法案に賛成したいという立場で実は質問しておるわけでありまして、もう少し責任のある、また納得の行くような御答弁がなければならぬと思ひますが、これについて、これはさしずめ提案者である諸賢から御答弁を煩はたいと思ひます。

○中村委員 長代理 ただいままだ商工組合中央金庫法を議題としておりまして、から答弁の要はないと思ひますが、提案者の一人として参考までに風早君にお答えいたします。

けさの新聞に出ておりました記事につきましましては、まだ刑事訴訟中でありまして、はたして犯罪事実があるのかないのかといふことは、われ／＼としてはまだ断定できない。従つて先ほど来中小企業者の長官、あるいは中金の理事長からいろ／＼説明がありましたことが、まだはつきりしないようである

りますが、これは当然ではないかと思ひます。

なお中金の業務がはなはだ乱れてゐないかといふことにつきましましては、兩人から説明がありましたように、あまり延滞もないような説明でありまして、不良貸しといふような問題も認められないように考えられます。さらに中金法の改正案の内容につきましましては、今後組合員にまで取引の対象を拡張するといふことになりまして、これは昨日私から御説明申し上げましたように、今後中金法四十四條の、主務大臣の監督命令によりまして、一定の基準を示し、その基準に従つて貸付をするといふことになりまして、たとへば組合員に對しましては、一定限度以下の金額しか貸すことができないとか、あるいはまた中小企業信用保険法の保険につけてあるとか、あるいはまた信用保証協会の保証がついておるとか、こういうような確実なる者に限つて貸出しをする、あるいはまた組合の結果を乱さないように、組合員に貸出しする場合には、組合の承諾を得てから貸出しをする、こういうような相当嚴重な制限を付することになつておるわけで、今後組合員にまで貸付対象を拡張いたしましたとしても、御心配のないように十分われ／＼として政府をして、あるいはまた中金をして取扱わさせたい、かように考へております。

○山手委員 今御答弁がありました。一点だけ私伺ひしておきたいと思ひます。さつき問題になつておりました品川といふ人は係長でもないし、一係員にすぎないといふふうなお話でございました。私もいろ／＼承つておるところによりまして、各地で相当な融資の申込みがありまして、係員なんかには相当手を尽して説明をいたしまして、すぐ上の段階に、またその上の段階にといふふうな、地方ではなかなか借入れられないのが、商工中金から融資を受ける実態であると思ふ。ところが今度問題になつたのが、今豊田さんからお話になつたところによりまして、係長でもないのに、それだけの賄賂をし、あるいはまた莫大な賄賂を受けて、一億何千万円といふものを、独断専行的に、その組織の上から見て、融資を完了さすといふことは、ちよつと常識的には考へられない。そうしますと、やはりこれは相当根の深いものがある。たつた一人の係員だけに、それだけに、それだけ莫大なものを賄賂したりなんかいたしまして、それで一億何千万円といふふうな相当の融資が動いて行くといふことは、常識上からも考へられない。普通地方における融資の実態から見ますと、とうてい私どもはこれを了解することはできないのであります。さつきの豊田さんのお話の、たつた一係員のような者が、そういう賄賂を受けるということ、商工中金の中の組織あるいはそのいろ／＼な面において欠陥があるのではないかと、あるいはまた莫大な賄賂があるのではないかと、そういう気がするわけでありまして、その点について詳細なる御答弁を願ひたいと思ひます。

○豊田参考人 今回の新聞に出ております組合に對します融資は、全然これは不正融資ではないのであります。これはだん／＼調べがはつきりして来れば、私は明瞭になると思ふのであります。

すが、先ほども最初に申し上げましたごとく、組合としては非常に優秀組合、事業内容もよほどしつかりした組合でありまして、当然貸出し得る線のものでありまして、従つて回収なども時期々々確実に付いてゐるものである。しかもその品川という職員に關しましてのこと、ただいままでわかつておりまして、請託關係等から物を受取つておるといふのではないのであります。何らそこに請託關係はなかつたのだけれども、順調に行つておる謝礼の氣持から出たものを受領してゐるといふことが、ただいまわかつております。

〔中村委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点につきましては、不正融資ではなく、請託關係ではないといふうちに今の段階ではなつております。また事務の取扱ひ方でありまして、係の者が一存で一億なんという金はもちろんでありますけれども、かりに十萬の金にいたしましたとしても、決して係だけで行けるようなことにはなつておらないのであります。係が一応話を聞くことはありますけれども、これも私の方では店舗長中心主義でやつておるのであります。本店では営業部長、地方では支店長、出張所長、これにまずお話を直接に聞くように、そしてその結果、下の係にまわして事務的に事を処理して行く、それが順次店舗長あるいは営業部長の補佐の者のかかりまして再検討し、そこで営業部長なり店舗長がまた責任を持つて再検討いたしました判を押す。相当の金額のものになりまして、別に審査部というものがありません、これは全部その審査部で

また一係から次長、部長を経まして、その後理事が副理事長が私の方へまわして来るというふうなことになるのであります。そういう点から見ますと、かようなことが起きておる。その關係といふものは実際私どもはふしぎでならぬくらいに思つてゐる。その点ひとつ御了承願ひます。

○小金委員長 以上で緊急質問は終りました。ただいま緊急質問に出ましたように、商工組合中央金庫の運営上問題が起つた、または起つたかどうかはわかりませんが、起つたという新聞記事もありましたので、この際商工中金法の四十四條の「主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工組合中央金庫ノ貸付、手形ノ割引又ハ保証ニ付其ノ金額又ハ方法ヲ制限スルコトヲ得」この規定に關連して提案者と政府當局と打合せたところがございまして、それを中小企業庁長官から説明していただきます。

○小笠政務委員 今回の改正案に關連いたしました、非常に御心配になられる点は、一つは組合の團結を弱めはせぬかといふことが一つ、もう一つはごく一部のみに片寄つた貸付が行われはせぬかといふことが心配になる点だと思ひます。そういうふうな点につきまして、今委員長のお話のように、四十條に基きまして監督命令を施行と同時に出す予定であります。監督命令の内容といたしましては、監督命令のあります点は、第一はまず一人当り、一企業当りの貸付額の限度の問題であります。第二は貸付と同じように為替の問題も限度をきめて行きたいと考えております。

第二点といたしまして、どういふふうな用途を優先させるかという順位を規定したいと考へております。

第三点といたしましては期限、これは設備資金と運転資金によつて違つて参りますが、期限も規定したいといふふうな考へておるのであります。そのほか担保あるいは担保に準ずるものとしての信用保証あるいは信用保証協会の保証の問題、これを條件にすることは必ずしもないのであります。必要に応じては、そんなふうなことも考へて貸付条件といふものもある程度考へて参りたい、そういたしますことによりまして、先ほど御心配になつておりました二点が起らないようにいたします。かように考へております。

○小金委員長 それではこれより商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては昨日質疑を終了いたしましたので、本日はこれから討論に入ります。討論は通告の順に従つてこれを許します。南好雄君。

○南委員 ただいま議題と相なつております商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について、自由党を代表して簡明ではありまするが、以下賛成討論をいたしますと思ひます。

中小企業のおが産業界における地位と申しますのは、申し上げるまでもなく重要なものであります。またこれが活動に必要である資金、金融制度につきましても、刻下の最も急務でありますので、先国会におきまして、中小企業信用保険法をつくらせて、中小企業の金融梗塞につきましても、あらゆる観点からその打開に努めて参つたことは皆様御承知の通りであります。がしかし、その上において

も、この年末を控へまして、中小企業等協同組合の系統金融機關と相なつております商工組合中央金庫法を、なるべく活動しやすいようにしたいといふのが本法案を提出した主目的であります。大体本法案が通りますれば、商工組合中央金庫もその活動において遺憾なきを期することができまするが、ここで問題になりますのは、法律が改正されてもその法律を動かして行く資金源の問題であります。先日来関係当局の答弁をお伺いたしましたも、十分納得できないものがあつたのであります。今後この法律が通過いたしまして、なおかつ関係当局の熱心なる御協力によりまして、中小企業等協同組合が産業界に占めます役割を十分に果し得られますよう、その資金源の充足に十分御協力願ひますことを條件といたしまして、私は本法案について賛成を申し上げる次第であります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋清治郎委員 ただいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、国民民主党を代表して二、三の希望を付しまして賛成したいと思ふのであります。

一、現在商工中金は官僚的な点が非常に多く見受けられるのであります。本改正案施行とともにこうした空氣を一掃して行きたい。

二、国民金融公庫は手続、調査等に早急に事務的処理を行はれるといひますが、これに反しまして一方中金は、非常にいろいろ手間取る、こうした点の事務的簡素化をはかられたい。

三、政府においてはここのたびの議員提出法案を有効適切に運用していただく

きたい。ことに年末を控へ、別途中小企業対策を樹立していただきたい。

右三点について即刻実行に移されんことを要望いたします。私の討論を終る次第であります。

○小金委員長 次は今澄君。

○今澄委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に賛意を表します。

中小企業等協同組合法によつて組織化せられつつある現在の中小企業者の一番大きな悩みは、何といつてもその組織の裏づけをなすところの金融の確立にまたなければなりません。そこで私は商工組合中央金庫法の改正によつて、これらの中小企業者の今日の金融的な問題を打開し、あわせて将来の協同化あるいは近代化の基礎をつちかうといふことは、非常に意義のあることだと思ふわけでございます。ただ問題は商工組合中央金庫が現在持つてゐるところの性格の上にもつと民主的な新しい要素を取り入れ、これが民主的に運営されるという面について、将来にわたつて取行されんことを希望する次第であります。なお中小企業金融をいたしてあります。コーマシヤル、ベースにまつた信用金庫であるとか、あるいは信用協同組合であるとか、あるいは相互銀行のごとく、同じく預金を吸収しつとあるところと、これらの商工中金との關係においても、一連の中小企業金融體系を整備して、この商工組合中央金庫がこれらの中小企業金融機構の中に占める地位を明確にし、かつその権限を与えて運営せらるべきようになれば、中小企業關係の資金吸収面の混乱が救われるので、この点を希望として申し述べておきます。

○小企業委員長 次は風早八十二君。

○風早委員 私は日本共産党を代表して、本法案に対して条件を付して賛成の意を表するものであります。

この法案のねらいとするところは、すでに明らかにならうに、個々の企業者にもその融資を直接やるという点にあると思うのであります。今中小の企業者が閉れても融資の問題で悩んでおるといふ現状からして、この点は文字通りにこれが行われるならば、きわめてこれは有意義であると考えらるべきであります。しかしながら他面において、なぜ中小企業等協同組合に参加するかといふ点、やはりこの企業協同組合の力によつて、それによつてこの融資の道を開かんとする点にあるのであります。中小企業等協同組合そのものの発達、今度のこの改正によつて少しでもゆるめられては如何にもならない。そういう点で多少ここに問題が生ずるのであります。その点で先ほど関係当局からもいろいろとそれを阻止するために、つまり組合の団結を弱めない、あるいはまた一部の者に貸付の偏在が行われぬ、こういう点について適当な措置を講ずるといふことであるので、この点は一応了承したいと思ひます。

ただ条件と申しますのは、たとえばその中で用途の優先、用途の順位をきめられるというふうな場合におきまして、結局大企業の下に請け、ことに軍事的な用途にこの貸付が優先されるといふ傾向がすでにあるのであります。そういふことではなく、これはあくまでその手形の、つまりその担保の確実性という経済的な面から公平に扱つてもらう。多数の中小企業者は、何

といつてもやはり多様な平和産業です。そういう平和産業にきつぱり金が行かないといふことは、これは大きな災いを残すといふことになると思ふのであります。それから、そういう点で用途の優先といわれる点は最も嚴重に考えていただきたい。これは強く要望したい点であります。

さらに最後に、今日新聞にも出ましたように、商工中金のものの融資に多大の不正がある、不良貸付が多い、こゝういふようなことがとにかく新聞にでかかると出るような状態では、これは元も子もない問題であります。こゝういふ点についてはさらに監督を嚴重にされ、またその当該商工中金の当事者も嚴重にこの点は自肅するといふことを強く要望したいと思ふのであります。

これらの要望並びに条件を付して、私は日本共産党を代表して本法案に賛成の意を表する次第であります。

○小企業委員長 以上をもつて討論は終りました。引続いて採決を行います。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小企業委員長 御異議なしと認めます。よつて本法案は全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

なお委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。本件につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小企業委員長 御異議なしと認めます。それでは御一任願つたものと決します。

ます。

○小企業委員長 次に中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案につきましては、去る十三日提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日より質疑に入ります。質疑は通告の順によつてこれを許します。南好雄君。

○南委員 ただいま議題となつております中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に關しまして、二、三御質問申し上げたいと思ひます。

先ほど本委員会を通過いたしました商工中金法の一部改正、これと相まつて、現下の中小企業金融機関の状況を打開するために、中小企業信用保険法の改正がぜひとも必要だとわれわれも考へておるのであります。この中小企業信用保険法の利用状況が、一体現在どういふふうになつておるか。巷間、法律はできたが利用があまり活発でないといふようなことも聞くのであります。その理由を完全に払拭するように必要の事項を本法律案改正に盛つてあるかどうかをまずお答え願ひたいと思ふのであります。

○小企業政府委員 お答えいたします。中小企業信用保険法が昨年の十二月の十五日から施行せられて、今日までのところこれが活用の跡を見ますと、遺憾ながら十分であるとは申し上げられないのであります。十月までに約二十七億圓が保険にかけられておるといふ数字でありまして、予定の大体四分の一といふふうな程度の利用率であるわけでありまして、

の活用をよりよくして行くというために必要な方法を全部この改正法案に盛つてあるか、こゝういふお話であります。が、なお検討を要する点が若干あるものであります。検討の余地をあとに残しておるので、特に最近一企業あたり三百萬圓、こゝういふところに大分問題がありますので、その点を改正する。爾余の点につきましては、なお検討の上改正をお願いするといふことになつたといふと考へておるわけでありま

○南委員 ただいまのお答えでは、中小企業金融を側面から助けて行く上において、本法律の改正がまだ十分政府においても自信がないといふようにも受取れたのであります。せつかく努力していただきますようにお願いいたしますが、この程度で一体金融機関を相手方とする保険制度の利用が活発になるかどうか。何で一体これがそういふ四分の一、二十七億程度の利用にしかすぎないのかどうか。その理由をもし調査してあるならばお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○小企業政府委員 お答えいたします。信用保険制度の活用が思うようでないという理由はいろ／＼あると思ふのであります。一つは、制度がまだ十分に習熟されていないといふことが一つであります。

それから基本的に問題になりますのは、この制度が金融機関の自己資金を貸し出す場合に保険にかけるといふことになつておられますので、金融機関に長期の資金が少いといふことが、何と申しましても基本的に問題になると思ふのであります。この点につきましても、いわゆる金融機関に長期資金を流

してやるという制度を別途どうしても講じて行かないと解決されない問題だと思ふのであります。せつかくその方向に努力をいたしておるわけであり

第三点といたしましては、法文の上におきまして、あるいは若干のきこえない点があるといふようなことから利用がはばまれておると思ふのであります。要するに今申し上げた二点が一応中心の原因であると思ひ考へておるわけでありまして、

○南委員 そこで私つゞ込んでお伺いしたいのであります。自分が金を貸す。なるほど金融機関の面子上において、あふないものに金を貸すといふことを非常に危険視するものも当然であります。またあまり再保険でしよつちゆう国に保証させるといふようでも、金融機関としてどうかといふような問題も起きて来るという点でなかなかかかれないのか、あるいは貸出し利率が保険料率を含むために、高くなるので、利用する人が少いのか、そういう点ももしお調べであつたら御返事願ひたい。さらに進んで一体中小企業金融をはんと十分にやつて行くといふときには、今のいわゆる保証額の七五％といふのは大抵低過ぎるのじやないか。結局金融機関が金を貸すときに、これが焦げつくかどうかといふ点を心配して踏み切れないものに、この制度を利用することによつて踏み切らすといふのが本法制定のほんとうの目的ではなからうかと思ふ。それにもし踏み切らぬ場合、焦げついた場合にはお前も二五％損せよといふようなやり方では、面電点暗を欠くような気がするのであります。いろ／＼な事情があ

つて、七五%を増すということができなかつたのだらうと思ひますが、どうして一体七五%にとどまつておるのか、その間の事情もあわせてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小笠政務委員 保険率を七五%にいたしておるのではありませんが、これを引上げる問題であります。引上げなければいけない、引上げた方がいいという考え方を私も持つておるのではありません。しかしこれはどの程度まで引上げて行くのがいいかということをお考えをしますと、まだ研究の余地があるものであります。今回の改正までに結論を得なかつた、こういうような事情にあるのであります。従ひまして結論が出次第に上げたいという希望を私は実は持つてゐるわけでありまして。

それから第二点の保険料率の問題であります。年三分以内ということと今日三分をちよつと下まつたところをちよつと上つたところがある、この三分の保険料が高いから利用をこぼしておるといふうなことは私は比較的小さいのじやないかと思つておるのがあります。先ほど申し上げましたような長期資金を確保するところ、問題の焦点があるのではないかと私は思つておる次第でございます。

○南委員 確かに私の記憶ではこの中小企業に対する国の再保証制度の実績が今の通産省に属してゐるはずと思ひます。たしか私の記憶では、五億くらゐの再保証をやつて、實際保証金額はわずかに五十万円程度であつたように記憶するのであります。結局これはその金額保証であつても、本法制定の際にもこの点を御質疑申し上げたのであります。さして個々の負担なりそ

ういふものは増大せぬと思ふのであります。もちろん長期の金を用意して資金源を十分にしておるということは、これは当然であります。中小企業金融にも一焦つた場合に、二割五分も金融機関の負担にするという根本的な考え方が非常に私に解しかねるものであります。この点一日もすみやかに資料を整備し、調査を遂げられまして、本来の趣旨の通り金額保証をするという方針に改正されんことをお願い申し上げます。

次に金融機関の保証と相並んで、信用保証協会の概略を少し御説明をお願いしたいと思ひます。

○小笠政務委員 お答えいたします。今回の改正法案の主要点は、國家が信用保証協会の保証を再保証するところにあるのであります。信用保証協会は現在五十億あります。信用保証協会の保証しておる残高は約百二十四億、五億でございます。従来やつて三、四百億十億といふうなことに相なつておるのであります。それでこの保証協会の現在の形は、昭和十二年に、東京府でいわゆる信用保証協会といふものができて、戦後の中小企業金融に大きな役割を演じておるのでございます。今日この五十の信用保証協会は、大抵財団法人の組織によつておるのがあります。そのうち三十九が財団法人で、十一が社団法人といふうな形に相なつておるようであります。この保証協会の活動の基礎は、大抵都道府県あるいは大きな市といふところの財政支出を基礎にして動いておるのであります。今日までのところ、全保証協

会五十の出資金のうち、出資金あるいは基本財産と申しますか、そういうようなもののうち九〇%余といふものが都道府県その他の公共団体から出された金によつてまかなれておるのであります。今日までのところ、各保証協会におきましては、大抵保証基金の十倍相当といふものを目標にして債務の保証をいたしておるようでありまして、一件当りの金額につきましては、大抵多くの府県は五十万円から百万円といふところを頭をいたしておるようであります。ただ東京、大阪につきましては、五百万円が一件当りの最高に相なつておるようでございます。期限につきましては大体二箇月ないし三箇月の短期融資を中心にしておるようであります。例外をいたしまして北海道の信用保証協会のように、設備の資金としてのものは約二年といふものもございますが、大抵短期融資を中心にしておるようでございます。この間におきまして、いわゆる保証協会が、いわゆる債務者が金融機関に対して支払わなかつたために、一定期間が過ぎまして支払ひましたパーセンテージになりますと、大体三%半くらい、四%を切つておるといふのが最近の事情でございます。これも代位弁済いたしましたから、あとで信用保証協会と債務者の間で割賦弁済その他の方法によつて回収をいたしておるようであります。大体そういううな危険を出しておる、こういううな状況でございます。この信用保証協会は、今申し上げましたような金額で動いておりまして、保証残高が百二十億といふことになりまして、相当多くの中小企業の金融に役立つておる。先ほど

お話のように、これによつて踏み切らしておるということが言えるのであります。最近この保証協会の利用希望といふものが非常に多いのでございまして、ところが突如問題として、各保証協会には審議会といふようなものがありまして、そこでふるい落しをするといふか、選択をいたすことになつております。それは先ほど申し上げましたように、各都道府県の財政的負担の限度がございまして、わくが大体きまつて来ておる。こういううな状況で、一方希望はふえてもわくがきまつて来ておるという状況になつてゐるから、そういうことになるのであります。言葉をかえて申しますと、保証協会の活動限度といふものが、大抵極限と言つて語弊がありますが、相当程度行詰まつて来て、こういううなところまで参つておるわけでありまして。そこでこれに對しまして政府が再保証をしろ、こういう要請が昨年来強いのであります。これは横道に入らぬと思つておるわけですが、三三年来、保証協会を立法化したしまして、保証協会法といふうなものをつくりました。それを中心にして、それに國家が損失補償をする、こういううな体系を考えたことがあつたのであります。またごく最近におきましても考えたのであります。が、いろいろな事情で立法化がむずかしいといふことになつたのでございまして、ところが今申し上げましたように、國が信用保証協会の活動を助けてやるという必要は日に強くなつて参りますので、今回新しく中小企業信用保証法の改正をいたしまして、ここにいわゆる責任保証といふ觀念をもちまして、信用保証協会の保証債務を保険

にかけるということをし新しく考えまして、この提案に及んだ次第であります。保証協会の大体の活動事情、それからこの信用保証法によつて保証協会が再保証をしようといふことに至りました経緯は、以上の通りでございます。

○南委員 ただいまのお答えによつて、金融機関に対する保証は七五%、それから信用保証協会の保証に對しては五十%といふうな、その差別ができた氣持もわかるのであります。しかし私は、信用保証協会といふものは都道府県が管掌してできておることと、御承知しておるのではありませんが、御承知の通り都道府県管掌の信用保証協会には、とかく政治的な關係が入りやすい。そこでいろいろの弊害もあるやに聞いておるのであります。もつとはつきり申し上げますならば、保証協会へ申し込んでも、聞いてくれる人と聞いてくれぬ人がおのずから色わけになる、こういう非難も頻々と聞くのであります。ただいま小笠君より、信用保証協会の法制化はいろいろむずかしい点があつたといふお話でございましたが、こういううな弊害があるといふ声を聞かない意味におきまして、信用保証協会をもう少し整備する上におきまして、一刻も早く保証協会の法制化が必要ではないかと思つたのであります。ここに大蔵當局の出席がないので、いかなる理由によつて法制化できないのか、つづ込んでお聞きする。この機会において、單にいろいろの事情から信用保証協会を法制化する時期でないといふうなあいまいな御答弁でなくて、これは一刻も早くやつて

もらつて、そうして今問題になつてお
ります中小企業の金融根柢を全面的
に打開するあらゆる方法を講じてやる
必要があるのではないかと、こういうふ
うに思ふのであります。あまり私ばか
り御質問申し上げてもどうかと思ふの
で、私の質疑はこの程度で打ちります
が、いずれもう一度大蔵当局にも出て
いただいて、信用保証協会の法制化に
ついて、大蔵省の意見を聞くことを留
保いたしましたので、きようは私の質疑を
この程度で終ります。

○小笠政府委員 ただいまの保証協会
の法制化の問題であります、大蔵省
よりも私からお答えいたしました方がよい
かと思ひます。実は三年ほど前であり
ますが、私が振興局長をやつておつ
た当時に、事務的に大蔵、通産両省の
共管案として案をつくりまして、政府
部内の意見を大体まとめて司令部との
折衝に移つたのであります。私は数箇
月を費していろ／＼やつたのでありま
すが、遂に話が妥結に至らなかつたの
であります。理由は、いわゆる信用保
証協会というふうな考え方を、特に都
道府県という地方公共団体を中心にや
ることはおかしい。いわゆる相互組織
としてのみ考えるならばというところ
に、實際上の問題の開きが出て参るの
であります。そのほかにも理由があつ
たのであります、日本の現在の實際
の情勢を織り込んだ立法ができなかつ
たというのが当時の事情であります。
その後昨年の夏ごろであります、
同じように信用保証協会の立法問題を
再び問題にいたしました、いろ／＼交
渉いたしましたことがあつたのでありま
す。本中小企業信用保険法によつて、

信用保証協会の国家による再保証の実
を上げるといふことに考へつく前に、
本年の八、九月のころであります
が、私はさらにもう一度その問題につ
いて当つたのであります。しかし實際
問題として、この信用保証協会の法制
化といふものは、なか／＼話ができな
かつたという状況であるのでありまし
て、信用保証協会の法制化に關しまし
ては、以上申し上げましたような事情
で、もつぱらその筋との交渉は私が当
つて参つたのであります。そういうふ
うな事情から、ここで経済的にどうし
ても信用保証協会の機能の拡充という
見地からこういうふうな制度で経済的
な実を上げたいといふことで、本改正
案になつた次第でございます。簡単に
あります、経過だけを御報告申し
上げます。なおそれかと申しまして、
すなおな制度としましては、お話のよ
うな点は重々承知いたしております。

なおこの制度によりまする場合に問
題になりますのは、信用保証協会に対
する監督権限が弱い、いわゆる民法に
基く監督権限では弱過ぎはせぬか、こ
ういふところに重点があると思ふので
あります。この点につきましては、信
用保険法の監督命令、民法に基く監督
命令、両者を併用しまして、できるだ
けこの運用に遺憾のないようにいたし
たい、こう考へておるわけでありま
す。

○小金委員長 それでは本日はこの程
度にいたして散会いたします。次会は
明十六日午後一時よりと予定いたして
おきます。

午後四時十分散会

(参照)
商工組合中央金庫法の一部を改正す

る法律案(小金義照君外十八名提出)
に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕